

**沖縄県 国家戦略特別区域計画
(素案)**

平成26年10月26日

沖縄県 国家戦略特別区域会議

I. 国家戦略特別区域の名称

「沖縄県 国際観光イノベーション特区」

II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、検討・調整を行い、次回以降の区域会議において結論を得る。

1. 都市再生・まちづくり分野

(1) 都市計画法等の特例（国家戦略市街地再開発事業）

- ① 旭橋都市再開発株式会社 が、都市再開発法の特例を活用し、モノレールの交通結節により、公共交通の利便性を向上し、外国人を含む観光客にやさしい観光まちづくりを推進するとともに、観光案内所・就業支援施設・県立図書館等の公共公益施設を始め、オフィス、商業施設等から構成される複合施設を整備し、国際的な経済活動の拠点形成を図る。

【今年度中に実施】

(2) エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

- ② 旭橋都市再開発株式会社 が、道路法の特例を活用し、モノレール旭橋駅周辺地域内の国道 330 号及び交通広場において、外国人を含む観光客の利便性向上を図るため、多言語観光案内板やバス乗降スペースなどの施設等を設置する。【公安委員会の合意を得た上で順次実施】
- ③ 那覇市国際通り商店街振興組合連合会 が、道路法の特例を活用し、国際通り沿線(県道 39 号)において、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図るため、案内板などの施設等を設置する。

【公安委員会の合意を得た上で順次実施】

Ⅲ. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業に関する検討・調整と合わせ、精査・検討して、次回の区域会議までに結論を得る。

Ⅳ. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

1. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、沖縄県国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進めて結論を得る。

(1)ビザ要件の緩和等

○ 外国人観光客数の増加に向け、現行の数次ビザ対象国における申請書類の簡素化や有効期間の延長等を検討して結論を得る。

また、沖縄科学技術大学院大学を始めとする県内の高等教育機関の外国人研究者等の集積を促進するため、その父母等も入国が容易となるよう、要件の緩和について検討して結論を得る。

(2)入管手続の迅速化

○ 外国人観光客の増加に対応するため、空港や港湾における出入国審査に関連する業務の民間委託を拡充するとともに、自動化ゲートシステムについて、その適用対象を数次ビザ取得者等にも拡充することを検討して結論を得る。

(3)外国人を含めたレジャーダイバーガイドの拡充

○ 外国人を始め、世界規模のスクーバダイビング指導団体が認定するダイビングガイド資格者については、試験ではなく、一定の研修課程終了をもって、潜水士とみなすことを検討して結論を得る。

(4)創業人材等の外国人材の受入れ推進

- 沖縄科学技術大学院大学等の研究成果を活用したベンチャー企業の創出を推進するため、外国人研究者等を創業人材として受入れる新たな仕組みを構築するとともに、観光業務に関わる技能実習制度の対象職種及び期間の拡大について検討して結論を得る。

(5)着地型旅行商品の販売等に関する規制緩和

- 旅行者の多様なニーズに応じた着地型旅行商品の提供が、地域の観光協会や宿泊施設等においても容易となるよう、特区内の旅行業者代理業者について旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を終了した者を選任できることについて検討して結論を得る。

(6)外国人旅行者向け消費税免税制度

- 外国人旅行者向け消費税免税制度について、制度の運用状況を踏まえつつ、現行の同一店舗における購入額の下限規定の見直しを含め、税制改正の要望に向けた検討を行うとともに、その他、外国人旅行者の更なる消費拡大につなげるための方策を検討して結論を得る。